

簡易無線局の申請区分一覧

申請の区分		周波数等	空中線電力	移動範囲	呼出名称記憶装置 (CSM)	キャリアセンス (混信防止機能)	レンタル使用	レジャー使用	不特定の者との通信
免許局 (免許申請)	■アナログ簡易無線	■150MHz 帯 154.45MHz ~ 154.61MHz (9ch)	5W以下	全国の陸上	-	-	不可	不可	不可 (免許人所属に限る)
		■400MHz 帯 465.0375MHz ~ 465.15MHz (10ch) <u>注1</u> 468.55MHz ~ 468.85MHz (25ch) <u>注1</u>	5W以下						
		■小エリア 348.5625MHz ~ 348.8MHz (18ch+2ch) <u>注1</u> , <u>注2</u>	1W以下						
	□デジタル簡易無線	□150MHz 帯 154.44375MHz ~ 154.55625MHz (19ch) 154.5625MHz ~ 154.6125MHz (9ch) <u>注3</u>	5W以下	全国の陸上	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 種別コードが「3B」 (種別コードは無線機が梱包されている箱や無線機の裏側に記載しています。) 呼出名称が「1」から始まる9桁の番号 </div>				
	□400MHz 帯 465.096875MHz ~ 465.153125MHz (10ch) 467MHz ~ 467.4MHz (65ch) 465.034375MHz ~ 465.090625MHz (10ch) <u>注4</u> 468.796875MHz ~ 468.853125MHz (10ch) <u>注4</u>	5W以下	全国の陸上及び日本周辺海域	要	不要	不可	不可	不可 (免許人所属に限る)	
登録局 (登録申請)	デジタル簡易無線	351.03125 ~ 351.1MHz (12ch) 351.2 ~ 351.63125MHz (70ch)	5W以下	全国の陸上及び日本周辺海域	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 種別コードが「3R」又は「3S」 (種別コードは無線機が梱包されている箱や無線機の裏側に記載しています。) 呼出名称が「2」から始まる9桁の番号 </div>				
		351.10625 ~ 351.19375MHz (15ch)	1W以下	全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空	要	要	可 (届出が必要)	可	可

注1 この周波数の使用期限は、**令和6年11月30日まで**です。

注2 348.7875MHz 及び 348.8MHz は、音声以外のデータ通信等用 です。 注3 154.5625MHz から 154.6125MHz は、音声以外のデータ通信等用 です。

注4 465.034375MHz~465.090625MHz及び468.796875MHz~468.853125MHzは、中継用に限ります。

※日本周辺海域とは、日本国の領海の基線 (領海及び接続水域に関する法律 (昭和五十二年法律第三十号) 第二条第一項に規定する基線をいう。) から二百海里の線 (その線が中間線 (同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。)) を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。) の内側の海域をいう。